

水道だより

令和5年9月発行

山都町環境水道課

山都町浜町6番地

TEL.0967(72)4002

水道料金等におけるインボイス制度への対応

適格請求書発行事業者登録について

山都町水道事業は、適格請求書発行事業者の登録を行いました。

山都町水道事業 T4800020002924

水道料金適格請求書（インボイス）の交付希望を受け付けます

消費税の納税義務のある課税事業者の方で、適格請求書の発行・送付を希望される場合は、次のいずれかの方法によりお申し込みください。

現在、お客様に発行している検針票（水道使用量のお知らせ）や納入通知書は、適格請求書の要件を満たしておりませんので、ご注意ください。

▶申し込み専用フォームによるお手続き

専用 URL <https://logoform.jp/form/Fpx6/347279>



▶郵送によるお手続き

交付希望届出書に必要事項を記入のうえ、郵送にてお手続きをお願いします。

（様式は山都町のホームページからダウンロードしていただくか、環境水道課の窓口に準備しています）

郵送先

〒861-3592

熊本県上益城郡山都町浜町6番地

山都町役場 環境水道課 水道係 宛

▶電話、FAXによる申し込みは受け付けておりません。

▶漏水等の特別な理由で水道料金の更正がある場合は別途対応します。

水道加入金、その他納入通知書のインボイス対応について

令和5年10月1日からインボイス制度に対応した納入通知書を発行します。

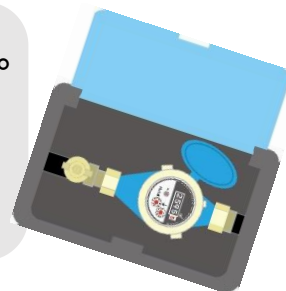
（準備状況により発行開始日が早まる場合があります。）

事業者の皆様へ

インボイス制度が開始される令和5年10月1日以降に、山都町水道事業に工事請負、業務委託または、物品納入等の代金を請求する際、消費税の納税義務のある課税事業者の方については、適格請求書（インボイス）の発行をお願いします。

水道メーターの管理にご協力ください

水道料金算定のため、毎月検針員が訪問して検針しています。水道メーターの破損や検針ができないといったことがないように適切な管理をお願いします。



スムーズな検針にご協力を

- ▶メーターボックスの上に車両を駐車したり、物を置かないでください。
- ▶メーターボックス内部はいつもきれいにしておいてください。
- ▶犬は、出入り口やメーターボックスから離れたところにつないでください。
- ▶メーターボックス周辺の草木は除草や剪定をしてください。
- ▶メーターボックスの蓋が割れていると、中に水や土が入ってしまい、メーター指針が読めなくなってしまうので、早めに交換してください。
※交換費用はお客様負担となります。
- ▶増築などでメーターボックスが屋内や床下などに入ってしまう場合は、事前に水道係にご相談ください。※移設工事に伴う費用はお客様負担となります。

水道メーターの点検を

- ▶検針員は、水道の使用量が普段の月よりかなり多いときには「漏水恐れのお知らせ」を検針票と一緒に投函します。
- ▶お知らせが入っていたときは、水道メーターを点検してください。

水道料金のお支払いは

料金のお支払いは、「口座振替」「納付書」の2通りの方法があります。
便利な「口座振替」をおすすめします。

口座振替のお手続きは

町内の金融機関及び役場窓口に備え付けてある「口座振替依頼書」に、必要事項をご記入・押印（通帳印）のうえ、金融機関にご提出ください。

水道料金に未納があると「給水停止」になります

料金のお支払いが一定以上滞っているお客様に対して、給水停止の措置を行っています。
令和4年度の給水停止措置は30件です。

お支払いに関する相談も承りますので、必ず環境水道課 水道係までご連絡ください。